

「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」の
一部改正に対する意見募集について
(お知らせ)

(経済産業省にて同時発表)

平成16年11月2日(火)
環境省地球環境局環境保全対策課
フロン等対策推進室
室長 長：宇仁菅伸介(内6750)
室長補佐：小泉 潤一(内6751)
担当：高林 祐也(内6743)

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)の一部改正に伴い、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、11月2日(火)から11月15日(月)まで、郵送、電子メールにより意見の募集(パブリック・コメント手続)を行います。

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書上の義務であるオゾン層破壊物質の削減スケジュールを遵守するため、また、特定用途に用いるためのオゾン層破壊物質の生産期限を延長するため「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令」の一部改正を行います。ついては広く国民の皆様から御意見を頂きたく、以下の要領で意見(パブリックコメント)の募集を致しますので、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

皆様から頂きました御意見につきましては、標記の一部改正における参考にさせていただきます。

また、頂いた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

添付資料

- ・御意見募集要項
- ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部改正について(概要資料)